



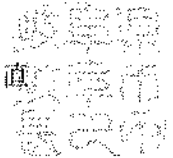
岐阜市公告第 282 号

一般競争入札の実施について

下記の場所の自動販売機設置のための貸付けを一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年2月3日

岐阜市長 柴 橋 正 直



記

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所、面積等

物件 番号	施設名	所在地	貸付箇所 (設置場所)	貸付面積	設置 台数	最低入札価格 (貸付期間中の賃貸借料の総額、税抜き)
消防 1	消防本部・中消防署合同庁舎	岐阜市美江寺町 2丁目9番地	2階食堂	1.54㎡	1台	102,270円
消防 2	消防本部・中消防署合同庁舎	岐阜市美江寺町 2丁目9番地	1階ホール	1.54㎡	1台	102,270円
消防 3	南消防署	岐阜市茜部本郷 1丁目12番地	2階食堂	3.08㎡	2台	186,003円
消防 4	北消防署	岐阜市上土居 198番地1	3階食堂	1.54㎡	1台	239,283円
消防 5	北消防署	岐阜市上土居 198番地1	3階広報 コーナー	1.54㎡	1台	239,283円
消防 6	東分署	岐阜市芥見南山 2丁目4-32	1階食堂	1.54㎡	1台	44,022円
消防 7	鶯飼分署	岐阜市日野西 2丁目1-9	庁舎西側	1.54㎡	1台	36,846円
消防 8	精華分署	岐阜市西荘 4丁目6-40	庁舎南側 屋外	1.54㎡	1台	9,780円
消防 9	柳津分署	岐阜市柳津町 丸野2丁目170-1	庁舎南側 屋外	1.54㎡	1台	4,983円
消防 10	黒野分署	岐阜市今川字 神明町63-1	1階食堂	1.54㎡	1台	26,643円
消防 11	三輪分署	岐阜市福富迎田 6-1	1階 資機材庫	1.54㎡	1台	58,896円

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とし、期間の延長及び更新はしない。

2 入札参加資格

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 岐阜市競争入札資格者名簿（令和8・9・10年度 物品・委託・その他）に登録されるために必要な申請手続を完了している者であること。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止を本件一般競争入札の入札参加申込み受付期間の期限後から本契約締結日までの期間内に受けていないこと。
- (3) 法人にあっては岐阜市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては岐阜市内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機設置業務において、3年以上自ら管理し、運営した実績を有していること。
- (5) 岐阜市が過去に実施した自動販売機設置場所の貸付けにおいて、次のいずれにも該当しない者であること。ただし、次のいずれかに該当することとなった日の属する年度の翌年度から起算して4年目以降の年度に属する日を入札日とする自動販売機設置場所の貸付けに係る入札への参加については、この限りでない。

ア 落札後辞退した者

イ 市有財産賃貸借契約を締結後、次のいずれかに該当し、契約解除された者

- (ア) 賃借人が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (イ) 賃借人が振り出した手形・小切手が不渡りになったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (ロ) 賃借人が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (エ) 賃借人が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。
- (オ) 賃借人が、賃貸人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (カ) 賃借人の信用が著しく失墜したと賃貸人が認めたとき。
- (キ) 賃借人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (ク) 賃借人が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、賃貸人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (ケ) 賃借人が賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を妨げると、賃貸人が認めたとき。
- (コ) 賃借人が、岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第4条各号の規定に該当するとき。
- (セ) 賃借人が、貸付期間中において、岐阜市競争入札参加資格者名簿（物品・委託・その他）

に登録されていないとき。

(シ) (7)から(サ)までに準ずる事由により、賃貸人が契約を継続したいと認めたとき。

ウ 賃貸人の都合により、賃貸借期間の満了前に契約解除することになった者

(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(7) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（令和3年3月5日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とはみなさない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225条）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

(7) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(7)については、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が係属中の会社である場合を除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 担当部局

(1) 部署名称 消防本部 消防総務課

(2) 担当者名 浅野

(3) 電話番号 058-262-7161（直通）

(4) 住 所 〒500-8812 岐阜市美江寺町2丁目9番地 消防本部・中消防署合同庁舎3階

4 入札参加申込み

(1) 入札参加申込みの方法

本件一般競争入札の参加希望者は、(2)の受付期間及び受付時間内に、3の担当部局宛て、本件一般競争入札に係る実施要領（以下「実施要領」という。）に定める書類を持参することにより提出するものとする。なお、郵送、電話、FAX、電子メール等による受付は、行わない。

(2) 受付期間及び受付時間

受付期間 令和8年2月3日（火）から令和8年2月24日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間 午前9時から午後4時まで

- 5 入札保証金及び契約保証金
免除とする。

6 入札の日時、方法等

(1) 入札の日時及び場所

日時 令和8年3月5日（木） 午前10時00分から

場所 岐阜市美江寺町2丁目9番地 岐阜市消防本部・中消防署合同庁舎4階 南側会議室

(2) 入札方法等

ア 入札書の提出

入札書の提出方法については、実施要領に定める方法によるものとする。

イ 入札書に記載する金額

(ア) 入札書に記載する金額は、自動販売機設置のために貸し付ける場所（物件番号）ごとに、1(2)の貸付期間（3年間）の賃貸借料とする。

(イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 代理人による入札

入札参加者が代理人に入札させるときは、自動販売機設置のために貸し付ける場所（物件番号）ごとに委任状を提出しなければならない。

エ 再度の入札

(ア) 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

(イ) 再度の入札は、2回まで実施する。

(ロ) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、本件一般競争入札を打ち切る。

オ 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(イ) 委任状を持参しない代理人のした入札

(ロ) 記名押印を欠く入札

(ハ) 金額を訂正し、又は改ざんした入札

(ニ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(ホ) 金額、名称その他入札に必要な要件を欠き、又はこれを確認し難い入札

(ヘ) 法律等に反する不正行為があると認められる入札

- (ウ) 再度入札において、前回の最高価格を上回らない入札
- (エ) 同一事項に対し、2つ以上出された入札
- (オ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (カ) その他入札に関する条件に違反した入札

カ その他

- (ア) 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- (イ) 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

7 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札参加者（代理人を含む。以下同じ。）の立会いのもとで行う。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名又は名称及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札参加者に知らせる。
- (3) 落札者は、次の方法により決定する。
 - ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、岐阜市が定める最低入札価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とする。
 - イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 落札者は、その権利を他の者に譲ることはできない。

8 質問について

(1) 質問方法

(2) の受付期間及び受付時間内に、3の担当部局宛て、指定する質問書を郵送し、又は持参することにより提出すること。なお、電話、FAX、電子メール等による受付は、行わない。

(2) 受付期間及び受付時間

受付期間 令和8年2月3日（火）から令和8年2月13日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間 午前9時から午後4時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、提出された質問書に記入された質問内容とそれに対する市の回答を記載した質疑応答集を作成し、3の担当部局において交付する方法及び消防本部消防総務課のホームページに掲載する方法により公表する。なお、質問者に対し、個別の回答は行わない。

質問に対する回答の公表予定日は、令和8年2月19日（木）とする。

9 その他

この公告に定めるもののほか、必要な事項は、実施要領の定めるところによる。